昭27. 2. 18.

官報

毎日文庫

明治二十五年三月三日 第三種郵便物認可

主要目次

省令
○教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部改正　三六一頁
規則
○標準決済方法に関する規則の一部改正　三六一
告示
○連合国財産の引渡し命令　三六一
○連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に対し通知した事項　三六一
○連合国財産の譲渡し、引渡し命令　三六一
○外国為替の売買相場を定める告示の一部改正　三六二
○鹿児島県高尾野町役場で保存していた除籍簿等の一部滅失につき手続を要する者　三六六
○社債等登録法施行令第一条第一項第二号但書の会社指定　三六六
○第三回看護婦国家試験の実施場所及び期日並びに受験願書の提出期限等　三六八
○生物学的製剤製造検定規則に規定する試験品の数量を定める件の一部改正　三六九
○繭糸価格安定法により標準生糸の最高価格及び最低価格　三六九
○万国郵便連合加入七十五年を記念して特殊通信日附印使用　三六九
国会事項
○公聴会告示（今回の税制改正各案について）　三七〇
公共企業体事項
○奥羽本線森岳・東能代間に北金岡停車場設置　三七一
○磐越西線五泉・新津間に北五泉停車場等設置　三七一

省令

◉文部省令第三号

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年二月十八日

文部大臣　天野　貞祐

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二條本文中「昭和二十七年度使用教科書」を「昭和二十八年度使用教科書」に、同條第一号中「昭和二十六年五月一日から九日までの間に、」を「昭和二十七年五月一日から九日までの間に、」に、同條第二号中「昭和二十六年七月一日から十日までの間に、」を「昭和二十七年七月五日から十四日までの間に、」に、同條第三号中「七月三十日」を「昭和二十七年七月三十日」に、同條第四号中「八月十五日」を「昭和二十七年八月三十日」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

◉外国為替管理委員会規則第二号

標準決済方法に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十七年二月十八日

外国為替管理委員会委員長　木内　信胤

標準決済方法に関する規則の一部を改正する規則

標準決済方法に関する規則（昭和二十五年外国為替管理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

附表第一の一―(一)に(ヘ)として次を加える。

(ヘ)信用状期限が信用状開設日から三月以内であること。

附表第一の一―(二)中、「貨物輸出の認証前に」を「貨物輸出の認証前で、且つ貨物の船積期日（期をもつて表わすときは、一月以内とする。）前三月をこえない期間内に」に改める。

附則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則施行前に輸出貿易管理令第三條第二項に規定する輸出の認証を受けたもの及びこの規則施行前に開設された信用状については、改正前の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有するものとする。

告示

◉総理府告示第十七号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号の規定により、中村荒記、浜本源太郎、池田紋一、浜本文子、宮田光太郎、横崎壽一、市川一雄、赤城柿乃、宛田清次、浦川勘次、山口一男、中西栄次郎、古賀盛人、中村スミエに対し、それぞれその占有する左に掲げる財産を昭和二十七年三月十五日にアルセデー・エバ・リンガー、マイケル・カートマー・ガワ・リンガー及びヴワニヤー・リンガー（英国ヨーク州シニングトン・ハンタースヒル）に引き渡すことを命じた。

昭和二十七年二月十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

一　中村荒記（長崎市南山手町乙十番地）、浜本源太郎（同所同番地）、池田紋一（同所同番地）、浜本文子（同所同番地）、宮本夏義（同所同番地）、管利勝（同所同番地）、川本ツヤ子（同所同番地）、宮田光子（同所同番地）、江島一男（同所同番地）、田中徳重（同所同番地）及び支岐光雄（同所同番地）の占有する財産

種類	数量	所在地
建物（家屋番号南山手町第十六番の二）	一棟 五十二坪八合一勺	長崎市南山手町乙十番地

二　大塚勇造（長崎市南山手町乙十番地）、堀田一郎（同所同番地）、藤崎亀男（同所同番地）、赤島ミツ子（同所同番地）、西幸雄（同所同番地）、田中平蔵（同所同番地）、大城研一（同所同番地）、大城七郎（同所同番地）、山下長太郎（同所同番地）、横崎壽一（同所同番地）、市川一雄（同所同番地）、赤城柿乃（同所同番地）、宛田清次（同所同番地）、浦川勘次（同所同番地）及び山口一男（同所同番地）の占有する財産

種類	数量	所在地
建物（家屋番号南山手町第十六番の三）	一棟 総坪二百二十坪四合四勺	長崎市南山手町乙十番地

三　中西栄次郎（長崎市南山手町乙十番地）、古賀盛人（同所同番地）及び中村スミエ（同所同番地）の占有する財産

種類	数量	所在地
建物（家屋番号南山手町第十六番の四）	一棟 二十八坪四合一勺	長崎市南山手町乙十番地

◉総理府告示第十八号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十五條第一項の規定により電気通信大臣に対し、左に掲げる事項を通知した。

昭和二十七年二月十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

一　返還請求権者の氏名及び住所
米国ニューヨーク・イサカ・ノース・カユガ・ストリート　ジョン・ダブリウ・ラスト

二　政府所有の電話施設として提供されるべき電話機の数
一口

三　返還期日
昭和二十七年二月二十九日

四　政府所有の電話施設として提供されるべき電話設備の設置場所
横浜市中区山下町五十番地の一ラフインビル内　パルコム・トレイディング・カンパニー

五　返還要求に係る電話加入権の現在における状態

電話番号	加入者の住所氏名
神奈川二三三一	横浜市神奈川区宝町二　箕浦多一

六　其の他参考となる事項
なし

◉総理府告示第十九号

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号の規定により、荒井正美及び竹内喜一郎に対し、その所有し又は占有する左に掲げる財産を昭和二十七年二月二十九日に、オーガスト・ラングフエルト・マンレー（米国カリフオルニヤ州サンフランシスコ市セントチヤールス通り二百三十五番地）に譲渡し又は引き渡すことを命じた。

昭和二十七年二月十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

昭27.2.18. 第7532号

一　荒井正美（埼玉県兒玉郡賀美村大字勅使河原字勝場千六百七十一番地）の所有する財産

種類	数量	所在地
(イ)土地(宅地)	五百八十三坪七合二勺	横浜市中区山手町百六十六番地の一
(ロ)土地(山林)	五百八十三坪	同所百六十六番地の二

二　荒井正美の所有するもので、竹内喜一郎（横浜市中区山手町百六十六番地の一）が左に掲げる宅地の一部（二百十三坪）を占有する財産

種類	数量	所在地
土地(宅地)	五百八十三坪七合二勺	横浜市中区山手町百六十六番地の一

◉電波監理委員会告示第六百十六号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第三一〇三の二号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　船舶局
六　通信事項　1.海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
2.海上保安庁法第二十一條第二項に規定する事務及びその他港務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　送信所　東京都港区房王寺町三丁目一〇番地　北緯　三四度四一分　東経　一三五度〇九分
通信所　神戸市生田区海岸通り一丁目埋立地
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

呼出符号	電波の型式	周波数	発振方式	変調方式及び空中線電力
JGD	A一、A二	四六八kc、四四二kc	水晶発振	第四装置 A一 終段抑制格子変調（吸收管式）A二
JGD—2	A一	二、六二〇kc、二九五kc	水晶発振	第四装置 A一 終段抑制格子変調（吸收管式）A二

十　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百十七号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第三一〇四の二号
二　承認を受けた者　海上保安庁

◉外国為替管理委員会告示第二号

昭和二十五年外国為替管理委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月十八日　外国為替管理委員会委員長　木内　信胤

昭和二十五年外国為替管理委員会告示第一号中、二を次のように改める。

二　先物取引相場
1　外国為替管理委員会及び外国為替銀行先物売相場（銀行間取引のものを除く。）
外国為替管理委員会及び外国為替銀行直物売相場（銀行間取引のものを除く。）に対し、それぞれ予約期間の一旬につき
イ　アメリカ合衆国通貨一ドルにつき本邦通貨一〇銭高
ロ　連合王国通貨一スターリング・ポンドにつき本邦通貨二八銭高
2　外国為替管理委員会及び外国為替銀行先物買相場（銀行間取引のものを除く。）
外国為替管理委員会及び外国為替銀行直物買相場（銀行間取引のものを除く。）に対し、それぞれ予約期間の一旬につき
イ　アメリカ合衆国通貨一ドルにつき本邦通貨一〇銭引
ロ　連合王国通貨一スターリング・ポンドにつき本邦通貨五六銭引
3　外国為替銀行間先物売買相場
外国為替銀行先物売相場と外国為替銀行先物買相場との間
4　前記1及び2に掲げる売買相場につき予約期間を算定するときは、算定の始期は、予約日の属する旬の翌旬とし、終期は実行日の属する旬とする。

七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　送信所　高知市長浜五五八番地　北緯　三三度二九分　東経　一三三度三三分
通信所　高知市桟橋通り新埋立地
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

呼出符号	電波の型式	周波数	発振方式	変調方式及び空中線電力
JNO	A一、A二	四六八kc、五〇〇kc	水晶発振	第一装置 A一 低電力変調 第二装置 A二
JNO—2	A一	二、六二〇kc、二九五kc	水晶発振	第一装置 A一 低電力変調 第二装置 A二

十　空中線の型式及び構成　逆L型、傾斜型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百十九号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十八日　電波管理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第四〇〇三の二号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　送信所　広島県安芸郡昭和村字焼山　北緯　三四度一八分　東経　一三二度三三分
通信所　呉市
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

呼出符号	電波の型式	周波数	発振方式	変調方式及び空中線電力
JNF	A一、A二	四六八kc、五〇〇kc、六、三七五kc	水晶発振	低電力変調 A一 但し、五〇〇W、六、三七五kcは一〇〇W A二 二〇〇W

十　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百二十号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第四一一八の二号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
六　通信事項　昭和三十一年十二月三十日
七　承認の有効期限　東経　一三一度四八分　北緯　三四度〇三分
八　設置場所　徳山市東浜崎町

呼出符号	電波の型式	周波数	発振方式	変調方式及び空中線電力
JNH	A二	四六八kc	水晶発振	第一装置 A一 吸收管式 第二装置 A一 吸收管式 A二
JNH—2	A一	二、二九五kc	水晶発振	第一装置 A一 吸收管式 第二装置 A一 吸收管式 A二

十　空中線の型式及び構成　T型、ツェッペリン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百二十一号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第五〇〇三の二号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　船舶局
六　通信事項　1.海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
2.海上保安庁法第二十一條第二項に規定する事務及びその他港務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　神戸市生田区海岸通り一丁目埋立地　北緯　三四度四一分　東経　一三五度〇二分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

呼出符号	電波の型式	周波数	発振方式	変調方式及び空中線電力
JGD	A一、A二	四六八kc、四四二kc	水晶発振	第一装置 A一 吸收管式 終段抑制格子変調（吸收管式）A二、A三
JGD—2	A一、A二、A三	二、六二〇kc、二九五kc	水晶発振	第二装置 A一 吸收管式 第三装置 リップル変調 A三

十　空中線の型式及び構成　T型、逆L型
十一　運用許容時間　房王寺町送信所の無線設備が障害のため、運用を必要とする時間

◉電波監理委員会告示第六百十八号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第五〇〇三の二号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　船舶局
六　通信事項　1.海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
2.海上保安庁法第二十一條第二項に規定する事務及びその他港務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　送信所　高知市長浜五五八番地　北緯　三三度二九分　東経　一三三度三三分
通信所　高知市桟橋通り新埋立地
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

呼出符号	電波の型式	周波数	発振方式	変調方式及び空中線電力
JNO	A一、A二	四六八kc、五〇〇kc	水晶発振	第一装置 A一 低電力変調 第二装置 A二
JNO—2	A一	二、六二〇kc、二九五kc	水晶発振	第一装置 A一 低電力変調 第二装置 A二

十　空中線の型式及び構成　逆L型、傾斜型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百十九号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十八日　電波管理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第四〇〇三の二号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　送信所　広島県安芸郡昭和村字焼山　北緯　三四度一八分　東経　一三二度三三分
通信所　呉市
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

呼出符号	電波の型式	周波数	発振方式	変調方式及び空中線電力
JNF	A一、A二	四六八kc、五〇〇kc、六、三七五kc	水晶発振	低電力変調 A一 但し、五〇〇W、六、三七五kcは一〇〇W A二 二〇〇W

十　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百二十号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第四一一八の二号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
六　通信事項　昭和三十一年十二月三十日
七　承認の有効期限　東経　一三一度四八分　北緯　三四度〇三分
八　設置場所　徳山市東浜崎町

呼出符号	電波の型式	周波数	発振方式	変調方式及び空中線電力
JNH	A二	四六八kc	水晶発振	第一装置 A一 吸收管式 第二装置 A一 吸收管式 A二
JNH—2	A一	二、二九五kc	水晶発振	第一装置 A一 吸收管式 第二装置 A一 吸收管式 A二

十　空中線の型式及び構成　T型、ツェッペリン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第六百二十一号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第六二五四号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁所属船舶局
六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日
八　設置場所　鹿児島市汐見町四四番地の一　北緯　三一度三六分　東経　一三〇度三四分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

呼出符号	電波の型式	周波数	発振方式	変調方式及び空中線電力
JNJ	A三、（注）A一、A二	四六八kc、五〇〇kc、六二〇kc、九四〇kc	水晶発振	第一装置 A一 低電力変調 第二装置 A二、A三 吸收管式 終段抑制格子変調（吸收管式）A二、A三
JNJ—2	（注）A一	二、二九五kc	水晶発振	第一装置 A一 低電力変調 第二装置 A二、A三 吸收管式 終段抑制格子変調（吸收管式）A二、A三

十　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型
十一　運用許容時間　常時
十二　その他（注）の周波数の使用は、吉野送信所の無線設備の障害の場合に限る。

◉電波監理委員会告示第六百二十二号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十七年二月十八日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十二月一日　第六二五五号
二　承認を受けた者　海上保安庁
三　無線局の種別　海岸局
四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
六　通信事項　1.海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
2.海上保安庁法第二十一條第二項に規定する事務及びその他港務に関する事項
七　承認の有効期限　昭和三十一年十一月三十日

八 設置場所 送信所 長崎県東彼杵郡崎針尾村中免小鯛 東経一二九度四五分 北緯三三度〇四分
通信所 佐世保市福石町一一三番地
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JNK A一、A二 四六八kc 五〇〇kc 六、三七五kc 水晶発振 第一、第三装置 低電力変調 A一 但し、五〇〇W 〇〇W 六、三七五kcは一 A二 三〇〇W
十 空中線の型式及び構成 籠型、逆L型、ダブレット
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第六百二十三号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十八日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 承認を受けた者 海上保安庁
二 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第六〇二一の二号
三 無線局の種別 海岸局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所属船舶局
六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
昭和三十一年一月三十日
七 承認の有効期限 長崎県下県郡厳原町字天狗山 東経一二九度一八分 北緯三四度一二分
八 設置場所 北緯三四度一二分
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JNQ A一、A二、A三 四六八kc 五〇〇kc 一、六一〇kc 水晶発振 第一装置 A一 吸収管式 終段抑制格子変調（吸収管式） A二、A三 第二装置 終段陽極変調 第三装置 低電力変調 A一、A二 但し、一、五八〇kc、五〇〇kcは一五〇W A三 但し、一、六一〇kcは一五〇W 二五〇W
十 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第六百二十四号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十八日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第四一一四の二号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種別 海岸局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 船舶局
六 通信事項 1. 海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
2. 海上保安庁法第二十一條第二項に規定する事務及びその他港務に関する事項

七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 送信所 下関市川中区延行町二〇三番地 東経一三〇度五六分 北緯三四度〇一分
通信所 門司市西海岸通り二丁目
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JNR A一、A二 四四二、四六八kc 五〇〇kc 水晶発振 第二、第二装置 低電力変調 第二装置 終段抑制格子変調 A一 五〇〇W A二 三〇〇W 但し、A一、A二 四四二kcは五〇W
十 空中線の型式及び構成 傾斜型、ダブレット
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第六百二十五号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十八日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第四一一五の二号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種別 海岸局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所属船舶局
六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事務
昭和三十一年十一月三十日
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 送信所 下関市吉見町永田郷二〇五五番地 東経一三〇度五六分 北緯三四度〇一分
通信所 下関市川中区延行町二〇三番地
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力
JNG A一 六、三七五kc 水晶発振 一〇〇W
十 空中線の型式及び構成 傾斜型
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第六百二十六号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十八日 電波監理委員会委員長 網島 毅
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 第四二〇二号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種別 海岸局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所属船舶局
六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事務
昭和三十一年十一月三十日
七 承認の有効期限 昭和三十一年十一月三十日
八 設置場所 送信所 下関市吉見町永田郷二〇五五番地 東経一三〇度五六分 北緯三四度〇一分
通信所 下関市川中区延行町二〇三番地
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JNP A一、A二 四六八kc 五〇〇kc 水晶発振 第一、第二装置 低電力変調 A一 五〇〇W A二 二五〇W
十 空中線の型式及び構成 T型
十一 運用許容時間 常時

◉電波監理委員会告示第六百二十七号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年二月十八日
一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十二月一日 電波監理委員会委員長 網島 毅 第三一〇二の二号
二 承認を受けた者 海上保安庁
三 無線局の種別 海岸局
四 無線局の目的 海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 海上保安庁所属船舶局
六 通信事項 海上保安庁法第二條第一項、第二十一條第二項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項
昭和三十一年一月三十日
七 承認の有効期限 昭和三十一年一月三十日
八 設置場所 送信所 綾部市大字上杉字下雉路 東経一三五度一九分 北緯三五度二一分
通信所 舞鶴市字浜
九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
JNC A一 四六八kc 一、五八〇kc 一、六一〇kc 水晶発振 第三、第七装置 吸収管式 二五〇W 〃 〃 〃 〃 JNC—2 二、三七五kc 二、九五kc 〃 〃 〃 〃

昭27.2.18.　第7532号

◎法務府告示第三十五号

昭和二十六年九月二十一日鹿児島県出水郡高尾野町役場で保存していた「自昭和二十年至昭和二十一年除籍簿」一冊及び「昭和二十二年改製原戸籍」一冊が滅失したから、これを再製する必要があるので、左に掲げる者は、昭和二十七年四月三十日までに同町長に対して次の手続をしなければならない。

一、昭和二十年一月一日から昭和二十一年十二月三十一日までに末記の各除かれた戸籍について、転籍の届出を受理し、または同町長の受理した転籍届書の送付を受けた市町町長は、その書類の写を作つて同町長にこれを送付すること。

一、昭和二十一年十二月三十一日までに同町長又は他の市町村長に対し末記の各除かれた戸籍に関する届出、訂正申請、報告又は請求その他戸籍に記載を要すべき書類を提出したものは、その事項を更に同町長に申し出ること。

一、同町長の交付した末記の各除かれた戸籍の謄本、抄本若しくは同戸籍に記載した事項に関する証明書を所持する者は、これを提示すること。

注意

一、申出は口頭でも差しつかえない。

一、申出の手続について不審の点があれば、高尾野町役場又は鹿児島地方法務局川内支局に照会されたい。

昭和二十七年二月十八日

法務総裁　木村篤太郎

記

鹿児島県出水郡高尾野町字大字大久保二千四百二十二番地　浦崎彌興松

同出水郡高尾野町字大久保三千六百五十一番地　太田　千秋

同出水郡高尾野町字大久保四千七百二十九番地　原村スエマツ

同出水郡高尾野町字大久保四千七百四十一番地　坂元雲袈助

同出水郡高尾野町字大久保五千九百九十一番地　遠竹猪之助

同出水郡高尾野町字大久保六千五百七十三番地乙二　田平三太郎

同出水郡高尾野町字大久保七千二百四十一番地　福永　直彦

同出水郡高尾野町字上水流三百五番地イ　西園幸右ヱ門

同出水郡高尾野町字下水流四百二十一番地　松山　十助

同出水郡高尾野町字下水流四百二十一番地　松山シズヱ

同出水郡高尾野町字下水流千九百四番地　葉山彌兵衛

同出水郡高尾野町字下水流二千四百二十九番地　道添　広

同出水郡高尾野町字唐笠木千七百三十七番地　田中カメキク

同出水郡高尾野町字唐笠木千八百六十六番地　藤本　忠松

同出水郡高尾野町字柴引十番地三　松永　幸子

同出水郡高尾野町字柴引千二百五十九番地　吉岡　長雄

同出水郡高尾野町字柴引千三百八十九番地　伊地知　昇

同出水郡高尾野町字柴引千四百八十七番地　宮崎八之照

同出水郡高尾野町字柴引千五百二十五番地　中園金次郎

同出水郡高尾野町字柴引千七百二十一番地　小野　勇助

同出水郡高尾野町字柴引二千三十二番地　坂元　国秋

同出水郡高尾野町字柴引二千五百五十九番地　湯田　隆志

同出水郡高尾野町字柴引四千七十番地乙一　天辰五右衛門

同出水郡高尾野町字下高尾野二千九百八十七番地　中村　十助

同出水郡高尾野町字下高尾野八百二十三番地　前田　栄造

同出水郡高尾野町字大久保百七十番地　梅木　清助

同出水郡高尾野町字大久保六千百七十番地　遠矢伊兵衛

同出水郡高尾野町字大久保七千二百四十一番地　福永　吉蔵

同出水郡高尾野町字上水流五十七番地　桃原　利介

同出水郡高尾野町字下水流千四百十九番地　軸薗幸左ヱ門

同出水郡高尾野町字柴引二百七十三番地　本蔵　善蔵

同出水郡高尾野町字柴引六百三十番地　松万五郎

同出水郡高尾野町字柴引三千七百四十一番地　平川庄之助

同出水郡高尾野町字柴引千四百八十二番地　蘭島権四郎

同出水郡高尾野町字下高尾野四百九十三番地　波多野　繁

◎法務府大蔵省告示第五号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項第二号但書の会社を次のように指定する。

昭和二十七年二月十八日

法務総裁　木村篤太郎

大蔵大臣　池田　勇人

社債の名称	登録機関の名称
東北電力株式会社第五回社債	株式会社日本興業銀行
関西電力株式会社第六回社債	同
四国電力株式会社第四回社債	同
九州電力株式会社第四回社債	同
西日本鉄道株式会社第拾弐回ほ号物上担保付社債	同
株式会社日立製作所第五回ほ号物上担保付社債	同
京成電鉄株式会社第十七回は号物上担保付社債	同
東京電力株式会社第五回社債	株式会社帝国銀行
東洋レイヨン株式会社第参回物上担保付ろ号社債	同

◎大蔵省告示第二百九十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、豊浦信用金庫第五回割増金附開運定期預金の細目等を次のように定め、昭和二十七年二月一日から適用する。

昭和二十七年二月十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　豊浦信用金庫第五回割増金附開運定期預金

二　条件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月二十日から同年四月十九日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	五九
二等	一、〇〇〇	一二〇
三等	五〇〇	六〇〇
四等	一〇〇	六、〇〇〇
五等	三五	六〇、〇〇〇
六等	二〇	五三三、二二〇
計		六〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月二十七日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月六日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第三百一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、岡崎信用金庫第十回福祿定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　岡崎信用金庫第十回福祿定期預金

二　条件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月二十日から同年四月十九日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各六十組につき次のとおりとする。但し、特賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	五九
二等	一、〇〇〇	一二〇
三等	五〇〇	六〇〇
四等	一〇〇	六、〇〇〇
五等	三五	六〇、〇〇〇
六等	二〇	五三三、二二〇
計		六〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月二十七日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月六日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第三百二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、八幡浜信用金庫第二回割増金附お多福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　八幡浜信用金庫第二回割増金附お多福定期預金

二　条件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月二十日から同年四月十九日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞及び一等は、二等のうちから定め、幸運賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	三
二等	五、〇〇〇	六
三等	二〇〇	一〇〇
四等	五〇	一〇、〇〇〇
五等	二〇	八九、八九〇
幸運賞	八〇〇	一〇
計		一〇〇、〇一〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月二十六日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月二日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第三百三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、柳井信用組合第六回平和定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　柳井信用組合第六回平和定期貯金

二　条件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口一千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月二十日から同年四月十九日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附し、抽せん権六千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	三本
一等	一、〇〇〇	六
二等	五〇〇	六
三等	一〇〇	四八
四等	五〇	一二〇
五等	一七	五、八一七
計		六、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月二十七日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月三十日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第三百四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、第三回山口県漁協えびす定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第三回山口県漁協えびす定期貯金

二　条件

㈠契約期間　一年

㈡預入金額　一口二千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月二十日から同年三月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附し、抽せん権二千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	五〇〇	四〇
四等	三〇〇	一〇〇
五等	八〇	一、八四七
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月二十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第三百五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、第一回福本農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第一回福本農協割増金附定期貯金

二　条件

㈠契約期間　一年

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月二十日から同年四月十九日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附し、抽せん権千五百個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	五〇〇	四〇
四等	三〇〇	一〇〇
五等	八〇	一、八四七
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月二十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第三百六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、第三回福本農協割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第三回福本農協割増金附定期貯金

二　条件

㈠契約期間　一年

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月二十日から同年四月十九日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附し、抽せん権千五百個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	五、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	一〇
三等	五〇〇	四〇
四等	三〇〇	一〇〇
五等	八〇	一、八四七
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月二十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第三百七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、肥後銀行第十三回振興定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　肥後銀行第十三回振興定期預金

二　条件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月二十日から同年三月三十一日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	二本
一等	一、〇〇〇	一〇
二等	一〇〇	三〇〇
三等	五〇	九、五八八
四等	二〇	一〇、〇〇〇
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十一日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月二十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五条の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第三百号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三条及び第五条の規定により、肥後銀行第十三回振興定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　肥後銀行第十三回振興定期預金

二　条件

㈠契約期間　六月

㈡預入金額　一口千円

㈢利息　付けない。

等級	割増金	当せんの数
一等	五、〇〇〇円	一本
一等特賞	一、〇〇〇	一
二等	一、〇〇〇	三
二等特賞	三〇〇	一
三等	五〇〇	二〇〇
四等	八〇	一、二八二
五等	四〇	一、五〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年四月二十五日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月三十日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第三百六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、岡崎信用金庫第七回割増金附定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年二月十八日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　岡崎信用金庫第七回割増金附定期積金

二　條件
(一)契約期間　一年
(二)給付金額　一口一万二千円
(三)掛金の金額及び回数　千円　十二回
(四)抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附與する。
第一回の抽せんは、第六回までの掛金拂込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金拂込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月二十日から同年四月十九日まで。

四　割増金　抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、幸運賞は、重複当せんを認める。

(一)第一回抽せん

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	五
二等	一、〇〇〇	五
三等	五〇〇	
四等	二〇〇	一、五〇〇
五等	一〇〇	三、七九四
幸運賞	一、〇〇〇	二
計		五、〇〇二

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日

六　割増金の支拂開始期日　当せん決定後十日を経過した日

◉大蔵省告示第三百七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、福知山信用金庫割増金附たのしみ積金の細目を次のように定める。

昭和二十七年二月十八日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　福知山信用金庫割増金附たのしみ積金

二　條件
(一)預金の種類　定期積金
(二)契約期間　一年
(三)給付金額　一口六千円
(四)掛金の金額及び回数　五百円　十二回
(五)抽せん権　全掛金拂込済の給付金額一口につき抽せん権一個を附與する。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月二十日から同年四月十九日まで。

四　割増金品　抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
一等	及び映画招待券 一〇、〇〇〇円	一本
二等	及び映画招待券 五、〇〇〇円	一
三等	及び映画招待券 一、〇〇〇円	三
四等	及び映画招待券 五〇〇円	一〇
五等	及び映画招待券 一〇〇円	一〇〇
六等	及び映画招待券 五五円	八八五
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日

六　割増金品の支拂開始期日　当せん決定後五日を経過した日

◉厚生省告示第二十七号

第三回看護婦国家試験の実施場所及び期日並びに受験願書の提出期限等を次のように定める。

昭和二十七年二月十八日　厚生大臣　吉武　恵市

一、試験場所
札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市

二、試験日時
昭和二十七年四月十二日
昭和二十七年四月十三日（午前九時から午後四時まで）

三、試験科目
解剖生理
細菌学
衛生
個人衛生
公衆衛生概論
栄養（食餌療法を含む。）
薬理
看護学（理論及び実地）
看護倫理
看護原理及び実際
公衆衛生看護概論
内科学及び看護法
外科学及び看護法
伝染病学及び看護法
小児科学及び看護法
産婦人科学及び看護法
精神病学及び看護法
眼科学、耳科学及び耳鼻咽喉科学、皮膚泌尿器科学
理学療法

四、受験資格
1　女部大臣の指定した学校において三年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者（試験当日までに三年以上修業見込の者を含む。）
2　厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者（試験当日までに卒業見込の者を含む。）
3　外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が前二項に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

五、試験の方法
試験は筆記の方法により行う。

六、試験願書の提出期限
願書の提出期限は昭和二十七年三月一日から三月十五日までとし、提出期限経過後の願書は、理由の如何にかかわらず受理しない。

七、受験願書の提出先
東京都千代田区霞ヶ関二の一　厚生省医務局看護課国家試験係

八、受験料
受験手数料として三百五十円の収入印紙を願書にちよう附し、印紙は消印しないこと。

九、提出書類
1　受験願書（別記様式(一)によること。）
2　履歴書（別記様式(二)によること。）
3　四、の1又は2に該当する者であるときは、修業証明書（修業見込証明書）又は卒業証明書（卒業見込証明書）、四、の3に該当する者であるときは、外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面
4　写真（手札形とし、出願前六箇月以内に正面で撮影したもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載すること。）

十、受験票の送付
受験願書を受理したときは、受験番号、試験場、受験者心得等を記載した受験票を送付する。

十一、受験地の変更
願書受理後の受験地の変更は認めない。

様式(一)

看護婦国家試験受験願

本籍
住所　氏名　年月日生

収入印紙

受験地

看護婦国家試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

昭和　年　月　日

右

厚生大臣　殿　氏名　印

備考　用紙は、日本標準規格B5とし、墨又はインキで記載すること。

様式(二)

履歴書

本籍
住所　氏名　年月日生

学歴
職歴
賞罰

右の通り相違ありません。

昭和　年　月　日

右　氏名　印

備考　用紙は、日本標準規格B5とし、墨又はインキで記載すること。

◉厚生省告示第二十八号

昭和二十六年八月厚生省告示第百六十八号（生物学的製剤製造検定規則第十四條及び第二十條に規定する試験品の数量を定める件）の一部を次のように改正し、昭和二十六年十一月三十日から適用する。

昭和二十七年二月十八日　厚生大臣　吉武　恵市

註の項一中「一〇〇人分を一五本」の下に「五〇人分を一五本」を加える。

◉農林省告示第五十五号

蘭糸価格安定法（昭和二十六年法律第百三十号）第四條及び附則第二項の規定により昭和二十七年二月十四日から同年五月三十一日までの間における標準生糸の最高価格及び最低価格を次のように定めたから、同法第六條の規定により告示する。

昭和二十七年二月十八日　農林大臣　広川　弘禪

最高価格　二十三万円
最低価格　十八万円

◉郵政省告示第四十三号

昭和二十七年三月一日から次の郵便局は、特定郵便局長を長とする郵便局でないものとする。

昭和二十七年二月十八日　郵政大臣　佐藤　栄作

名称　位置
那珂湊郵便局　茨城県那珂郡那珂湊町

◉郵政省告示第四十四号

外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）第五條の規定に基き、万国郵便連合入七十五年を記念して次のように特殊通信日附印を使用する。

昭和二十七年二月十八日　郵政大臣　佐藤　栄作

一、使用局
東京中央、横浜、名古屋中央、大阪中央、神戸中央、下関、門司、博多、長崎及び鹿児島の各郵便局

二、使用期間
昭和二十七年二月十九日から同二月二十五日まで

三、使用方法
料金を完納した書状並びに通常郵便葉書及び往復郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で郵便局の窓口に差し出したものに限る。なお、郵政省発行の郵便葉書（旧料金のものは、現行料金との差額相当額以上の郵便切手をはつたものに限る。）及び記念の目的ではつた五円以上の郵便切手に対し、消印のもとめに応ずる。

四、形式
次のとおりとする。局名は、各別のものを使用する。

◉建設省告示第百四十一号

宇都宮都市計画風致地区を次のように変更する。

その関係図書は、栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十八日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百四十二号

小山都市計画公園を次のように決定する。

その関係図書は、栃木県庁及び下都賀郡小山町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十八日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百四十三号

宇都宮特別都市計画街路事業並びにその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十八日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百四十四号

鳥山都市計画街路事業並びにその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、栃木県庁及び那須郡鳥山町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十八日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百四十五号

藤原都市計画街路事業並びにその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、栃木県庁及び塩谷郡藤原町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十八日　建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百四十六号

都市計画法施行令第三條の規定により、昭和二十七年二月十八日建設省告示第百四十五号藤原都市計画街路事業を執行する行政庁として栃木県知事を指定する。

昭和二十七年二月十八日　建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第百四十七号

栃木都市計画用途地域を別紙図面表示のように変更し、昭和二十七年三月九日より施行する。

その関係図面は、栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十八日　建設大臣　野田　卯一

（「図面」は省略）

◉建設省告示第百四十八号

大田原都市計画街路事業並びにその執行年度を次のように決定する。

その関係図書は、栃木県庁及び那須郡大田原町役場に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十八日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百四十九号

都市計画法施行令第三條の規定により、昭和二十七年二月十八日建設省告示第百四十八号大田原都市計画街路事業を執行する行政庁として栃木県知事を指定する。

昭和二十七年二月十八日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第百五十号

鹿沼都市計画街路事業並びにその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十八日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百五十一号

都市計画法施行令第三條の規定により昭和二十七年二月十八日建設省告示第百五十号鹿沼都市計画街路事業を執行する行政庁として栃木県知事を指定する。

昭和二十七年二月十八日

建設大臣　野田　卯一

◉建設省告示第百五十二号

鹿沼都市計画水利施設を次のように決定する。

その関係図書は、栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十八日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百五十三号

鹿沼都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十八日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

◉建設省告示第百五十四号

足利都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、栃木県庁及び足利市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和二十七年二月十八日

建設大臣　野田　卯一

（「次のよう」は省略）

正　誤

昭和二十七年二月十五日公布政令第二十四号連合国財産である株式の回復に関する政令の一部を改正する政令中三一六頁一段終りから二一行「株式の数」は「株式の数」の、同日公布條約第二号国際連合食糧農業機関憲章中三二三頁三段終りから九行「アルバルトは「アルベルト」の、同五段一一行「第五條」の行頭は一字下るはずのいずれも誤植

国会事項

○衆議院

◉公聴会告示

昭和二十七年二月十八日

衆議院大蔵委員長　佐藤　重遠

衆議院の大蔵委員会は「所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案」につき左の要領で公聴会を開きますから、御意見を述べたい方は、進んで御申し出下さい。

一、問　題　今回の税制改正各案について

一、日　時　昭和二十七年二月二十二日午前十時

一、場　所　衆議院内

一、申出の方法　東京都千代田区永田町衆議院委員部内大蔵委員長宛に、意見を述べようとする理由及び具体的事項並びに問題に対する賛否を文書で申し出ること。（住所、氏名、職業及び年令明記）

一、申出の期間　昭和二十七年二月二十日まで

一、出席者の選定、通知　申し出た方の中から委員会で選定の上、電報又は速達で通知する。

一、旅費日当　出席者には、出席当日旅費日当を支給する。

なお、お問合せは、衆議院委員部まで（電話　霞ヶ関(58)〇五九一）

◉政府委員承認　二月十五日林議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

資源庁鉱山局長　松田　道夫

◉議事日程　二月十六日の議事日程は次の通り。

議事日程　第十一号

昭和二十七年二月十六日（土曜日）

午後一時開議

第一　皇室経済法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出）

○参議院

◉答弁書受領　二月十五日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員原虎一提出相互銀行法と解約手数料に関する質問に対する答弁書

叙任及び辞令

○内閣

資源庁鉱山局長　松田　道夫

第十三回国会政府委員を命ずる

検事長　佐藤　博

国家公務員法第八十二條第二号により懲戒処分として戒告する（以上二月十五日）

○総理府

◉昭和二十七年二月十三日

厚生大臣秘書官に任命する

坂内　虎雄

◉昭和二十七年二月十三日

二級に叙する

公正取引委員会委員　赤木　暁

願に依り本官を免ずる（二月十五日）

○法務府

◉昭和二十七年二月十二日

検事に任命する

判事補　滝川　叡一

二級に叙する

検察事務官　小林　務

福井地方検察庁兼福井区検察庁勤務を命ずる（二月五日）

検事　岡田　唯雄

願に依り本官を免ずる（二月十一日）

同　滝川　叡一

東京地方検察庁検事に補する

行政訟務局第二課長補佐に充てる（二月十二日）

新潟地方検察庁検事検事　赤沢　正司

横浜地方検察庁検事に補する

津地方検察庁検事検事　熊本　進吾

横浜地方検察庁検事に補する

新潟地方検察庁検事に補する

新潟地方検察庁高田支部勤務を命ずる

名古屋地方検察庁検事　前田　亮知

富山地方検察庁検事に補する

富山地方検察庁検事　宇治　宗義

名古屋地方検察庁検事に補する

名古屋地方検察庁一宮支部勤務を命ずる

同　鈴木　信男

津地方検察庁検事に補する

横浜地方検察庁検事　松藤　滋

名古屋地方検察庁検事に補する（以上二月十三日）

○運輸省

◉昭和二十七年二月一日

運輸技官に任命する

運輸技官　稲村　清蔵

地方技官に任命する

運輸技官　由利　勇

願に依り本官を免ずる（二十六年十一月二十日）

運輸技官　高野　和夫

願に依り本官を免ずる（一月五日）

運輸事務官　小柳　正知

浜口岩之助

永塚富次郎

勝山　武

藤見　巍

岡本　連

渡谷　一雄

小林　保福

橋本三千雄

三家本健次

願に依り本官を免ずる（一月十五日）

山田　四郎

福島県陸運事務所長心得兼務を命ずる

運輸事務官　井上　利夫

高木　喜造

石井彌三郎

運輸技官　江崎　誠一

塚本　稔

半井亀次郎

湯本　安栄

近野　廉爾

古市　精夫

小谷寅治郎

松浦亀太郎

地方事務官　落合吉十郎

地方技官　後藤　惣吉

横井　喜代

永田　祐三

柳下　作栄

願に依り本官を免ずる（以上一月三十一日）

運輸技官　稲村　清蔵

九級一号俸を給する

多度津測候所長を命ずる

室戸岬測候所長を命ずる

同　鹿角　忠男

地方技官　由利　勇

九級八号俸を給する

兵庫県陸運事務所登録機材課長を命ずる

運輸事務官　藤田　健治

地方事務官　和気　安雄

同　江淵　衛

同　水口　明吾

同　天野　栄

（各通）

同　吉野　明

地方技官

願に依り本官を免ずる（以上二月一日）

運輸事務官　中野　大

海運局内航課勤務を命ずる

同　阿部　松栄

北海海運局総務部長を命ずる

同　菅原　善作

新潟海運局運航部長を命ずる（人事院規則八―一一による任用）

同　斎藤　久

東北海運局酒田支局長心得兼務を命ずる（以上二月八日）

○経済安定本部

◉昭和二十七年二月一日

建設技官　奥村　和夫

経済安定技官に兼ねて任命する

経済安定事務官　毛木　良雄

願に依り本官を免ずる（一月十五日）

経済安定技官　奥村　和夫

総裁官房国土調査室勤務を命ずる

経済安定事務官　伊崎　幸人

運輸省へ出向を命ずる

経済安定本部部員　二木　靖

東京管区経済局勤務を命ずる

経済調査官　古城　佐七

名古屋管区経済局査察部査察第三課長を命ずる

同　五十川捨造

名古屋管区経済局査察部査察第三課長事務取扱を免ずる

同　金田宇多夫

大阪管区経済局監査部監査第三課長を命ずる

同　石田　勝

福岡管区経済局査察部査察第二課長を命ずる

経済安定事務官　南　八男

大阪管区経済局調整部調整第一課長事務取扱を命ずる

同　藤平　寛

願に依り本官を免ずる（以上二月一日）

経済調査官　五十川捨造

名古屋管区経済局査察部査察第三課長事務取扱を命ずる

同　古城　佐七

願に依り本官を免ずる（以上二月五日）

経済安定事務官　山本　四郎

高松管区経済局調整部調整第二課長事務取扱を命ずる

同　真田　正一

願に依り本官を免ずる（以上二月十日）

同　篠原高八郎

国家公務員法第七十九條第一号に依り休職を命ずる（二月十二日）

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◉日本国有鉄道公示第45号

昭和27年2月25日から鹿児島本線熊谷・東能代間に次の荷物を駅置して、旅客・手荷物及び小荷物の取扱を開始する。但し、配達の取扱はしない。

昭和27年2月18日

日本国有鉄道総裁　東京鉄道局長　藤井　治郎

停車場名　所在地

北金岡　秋田県山本郡金岡村大字志戸橋　北金岡・東能代間　6.0キロメートル

◉日本国有鉄道公示第46号

昭和27年2月20日から磐越西線五泉・新津間に次の荷物を駅置して、旅客の取扱を開始する。

昭和27年2月18日

日本国有鉄道総裁　東京鉄道局長　藤井　治郎

停車場名　所在地

北五泉　新潟県中蒲原郡五泉町大字五泉　五泉・北五泉間　1.8キロメートル

貨新津　新津市大字田巻　北五泉・貨新津間　5.3〃

貨新津・新津間　2.8〃

皇室事項

◉皇族差遣　二月十五日午前十一時東京都港区赤坂青山南町聖三一教会において、故英国皇帝ジョージ第六世陛下弔祭式執行につき、天皇陛下御名代として宣仁親王殿下を、皇后陛下御名代として宣仁親王妃殿下を差し遣わされ、且つ天皇陛下から花環を贈られた。

総理府公告

◉建物等收用公告第二号

連合国財産上の家屋の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）第二條第二項の規定により、荒井正美に対し、左の收用令書を交付したことを公告する。

昭和二十七年二月十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

総收第五号

收用令書

埼玉県児玉郡賀美村大字勧使河原字勝場千六百七十一番地　荒井　正美

一　收用する家屋等の所有者の氏名

荒井正美

二　收用の事由　連合国最高司令官の要求による。

三　收用する家屋等の種類、構造及び所在

種類　構造　所在

住家　木造瓦葺　横浜市中区山手町百六十六番地の一

平家　竹内喜一郎

收用の時期　昭和二十七年二月二十九日

引渡の時期　昭和二十七年二月二十九日

右の通り連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）第二條第二項の規定により收用する。

昭和二十七年二月十四日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉建物等收用公告第三号

連合国財産上の家屋の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）第五條第二項の規定により、竹内喜一郎に対し、左の引渡命書を交付したことを公告する。

昭和二十七年二月十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

総收第六号

引渡命書

横浜市中区山手町百六十六番地の一

竹内喜一郎

一　引渡を命ぜられる家屋等の占有者の氏名

竹内喜一郎

二　引渡の事由　連合国最高司令官の要求による。

三　引渡を命ぜられる家屋等の種類、構造及び所在

種類　構造　所在

住家　木造瓦葺　横浜市中区山手町百六十六番地の一

平家

四　引渡の時期　昭和二十七年二月二十九日

五　其の他必要な事項　引渡は、これを現実に明渡さなければならない。

右の通り、連合国財産上の家屋等の譲渡等に関する政令（昭和二十三年政令第二百九十八号）第五條第一項の規定により、引渡を命ずる。

昭和二十七年二月十四日

内閣総理大臣　吉田　茂

法務府公告

○鉱業財団

福岡市警固本通り一丁目二一番地の香焼鉱業株式会社より長崎県西彼杵郡香焼村二一六四番地所在の同会社香焼鉱業所に属する土地建物、工作物、鉱業権並びに機械器具等に対し鉱業財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属すべき動産について権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、鉱業財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年二月十八日

長崎地方法務局

美唄市字茶志内千七番地上村鉱業株式会社より当庁所管既設鉱業財団に付新に建物工作物機械器具等追加のため鉱業財団目録変更登記の申請があつたから右財団に属すべき動産に付権利を有する者又は差押、仮差押若くは処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を申出られたい。

但し、新に鉱業財団に属すべきものの目録は当庁に備付てあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年二月十八日

札幌法務局美唄出張所

裁判所公告（◉印は新料金）

○押收物還付公告

鹿児島家庭裁判所

左記押收物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十六年領第一五〇号（昭和二六年少第二一六〇号窃盗業務上横領保護事件）

一、中古二六吋自転車　一台

○同領第二〇号（同少第五六六、五六七号窃盗保護事件）

一、白足袋　一足

二、ハンカチ　一枚

三、鞄タオル　一枚

四、女物片袖　一枚

仙台家庭裁判所

左記押收物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十七年押第五号（昭和二七年少第四号食糧管理法違反保護事件）

一、換価代金　一千八百九十二円

昭27.2.18. 第7532号

○相続財産管理人選任

●昭和二十六年(家)第一一六六六号
住所 東京都中央区銀座二丁目三番地
申立人 株式会社光クラブ
右代表取締役 山口 薫
最後の住所 東京都中央区本挽町七丁目四番地
死亡の場所 同所同番地
死亡年月日 昭和二十四年十一月二十五日
職業 株式会社光クラブ代表者代表取締役
被相続人 山崎 晃嗣
大正十二年一月二十三日生
右山口薫の申立により右被相続人の財産管理人として住所東京都中野区江古田四丁目千九百七番地長瀬秀吉を選任した。
昭和二十七年二月十三日
東京家庭裁判所
家事審判官 田中宗雄

●昭和二十七年(家)第五六六号
住所 長野県西筑摩郡開田村大字西野五千八百三十六番地
申立人 中村 勝蔵
最後の住所 長野県西筑摩郡開田村大字西野五千八百三十六番地
出生の場所 右に同じ
死亡の場所 右に同じ
死亡年月日 大正十年四月六日
職業 農業
被相続人亡 吉村 仁蔵
万延元年七月六日生
右中村勝蔵の申立により右被相続人の財産管理人として住所長野県西筑摩郡開田村大字西野二千七百四十五番地千村辰次郎を選任した。
昭和二十七年二月十二日
長野家庭裁判所木曾支部

○準禁治産宣告

●昭和二十六年(家)第一〇七四八号
本籍東京都練馬区南町一丁目三千四百九十一番地、住所東京都豊島区池袋二丁目九百六十一番地金澄方
事件本人 金太郎
東京都練馬区南町一丁目三千四百九十一番地篠さるの申立により右事件本人を浪費者と認め準禁治産を宣告した。
昭和二十七年一月二十八日
東京家庭裁判所

○公示催告

●昭和二十六年(〇)第八七三号
東京都新宿区戸塚町四丁目戸山アパート二〇号館四五五号室
申立人 奥山 三郎
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十四日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康
(別紙)
目 録
株式会社津上製作所株式一百株十株券十枚
記号番号 第二新甲自第五八九号至第五九八号
株券の額面 五百円(全額拂込)
発行者 株式会社津上安宅製作所
(現在株式会社津上製作所)
発行年月日 昭和十五年十月三十日
最終名義人 奥山三郎

●昭和二十六年(〇)第八五七号
東京都墨田区吾嬬町東一丁目一番地
申立人 山崎富美雄
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十四日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康
(別紙)
目 録
株式会社津上製作所株式一百株十株券十枚
記号番号 第二新甲自第五八九号至第五九八号
株券の額面 五百円(全額拂込)
発行者 株式会社津上安宅製作所
(現在株式会社津上製作所)
発行年月日 昭和十五年十月三十日
最終名義人 奥山三郎

●昭和二十六年(〇)第八八一号
東京都墨田区吾嬬町東一丁目一番地
申立人 山崎富美雄
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十四日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康
(別紙)
目 録
株式会社津上製作所株式一百株十株券十枚
記号番号 第二新甲自第五八九号至第五九八号
株券の額面 五百円(全額拂込)
発行者 株式会社津上安宅製作所
(現在株式会社津上製作所)
発行年月日 昭和十五年十月三十日
最終名義人 奥山三郎

●昭和二十六年(〇)第八八二号
申立人 別紙当事者目録記載の通り
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十三日
東京簡易裁判所
裁判官 園部捨四郎
当事者目録
住所富山市中町四番地
申立人 若林啓之助
住所富山市一番町四十番地
大塚金次郎
住所尾道市久保町一五〇六 藪本 行三
同 同 同 上丸子三
住所長野県小県郡丸子町 上丸子三
三五 同 西江 伊一
住所鳥取市本町四丁目四六 宇佐美勇蔵
住所高松市田町六十八番地 中川伝之輔
住所尼崎市東富松字松ヶ本一〇九 田辺 敬次
三 同 同
住所札幌市旭町七丁目 中條 光子
住所東京都品川区大井坂下町二七一七番地日立製作所総務部株式課
右代理人 米谷 末生
(別紙)
目 録
株式会社日立製作所発行株式二百七十八株、株券八十一枚
額面 一株に付き五十円
記号番号 (イ)(イ)丙自第一六四七四五号至第一六四七四六号、(ロ)丁自第二五〇五八五号至第二五〇五八八号、(ハ)ゑ第一四四八六号、(ホ)丙第一七七一三五号、(ロ)丁自第一五〇一二八号、丁自第一二八八七七六号至第一二二八八七七号、丁自第一二四〇九四四号至第一二四〇九九九号、(ニ)(ニ)四乙第一二五二六号、(ホ)四地第七一六六号至第一九七三三号、(ヘ)(ヘ)丙第一七八二七号至第一七八二七号、(ト)丙自第一七八二七号至第一七八二七号、(チ)丁自第一八二七号至第一八二七号、(リ)自第二六一六三号至第二六一六八号、(ヌ)自第一九三六号至第一九三六号、(ル)自第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(ヲ)丙第四七三五二号、(ワ)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(カ)丙第四七三五二号、(ヨ)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(タ)丙第四七三五二号、(レ)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(ソ)丙第四七三五二号、(ツ)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(ネ)丙第四七三五二号、(ナ)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(ラ)丙第四七三五二号、(ム)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(ウ)丙第四七三五二号、(ヰ)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(ノ)丙第四七三五二号、(オ)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(ク)丙第四七三五二号、(ヤ)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(マ)丙第四七三五二号、(ケ)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(フ)丙第四七三五二号、(コ)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(エ)丙第四七三五二号、(テ)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(ア)丙第四七三五二号、(サ)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(キ)丙第四七三五二号、(ユ)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(メ)丙第四七三五二号、(ミ)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(シ)丙第四七三五二号、(ヱ)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(ヒ)丙第四七三五二号、(モ)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(セ)丙第四七三五二号、(ス)自第一九三六号至第一九三六号、自丁第一七五〇六二号、自丁第一七五〇六二号、(ン)丙第四七三五二号
発行年月日 (イ)昭和十一年十月一日
(ロ)昭和二十年十月一日
(ハ)昭和二十年十月一日
(ホ)昭和二十年十月一日
(ニ)昭和二十年十月一日
(ヘ)昭和二十年十月一日
(ト)昭和二十年十月一日
(チ)昭和二十年十月一日
(リ)昭和二十年十月一日
(ヌ)昭和二十年十月一日
(ル)昭和二十年十月一日
(ヲ)昭和二十年十月一日
(ワ)昭和二十年十月一日
(カ)昭和二十年十月一日
(ヨ)昭和二十年十月一日
(タ)昭和二十年十月一日
(レ)昭和二十年十月一日
(ソ)昭和二十年十月一日
(ツ)昭和二十年十月一日
(ネ)昭和二十年十月一日
(ナ)昭和二十年十月一日
(ラ)昭和二十年十月一日
(ム)昭和二十年十月一日
(ウ)昭和二十年十月一日
(ヰ)昭和二十年十月一日
(ノ)昭和二十年十月一日
(オ)昭和二十年十月一日
(ク)昭和二十年十月一日
(ヤ)昭和二十年十月一日
(マ)昭和二十年十月一日
(ケ)昭和二十年十月一日
(フ)昭和二十年十月一日
(コ)昭和二十年十月一日
(エ)昭和二十年十月一日
(テ)昭和二十年十月一日
(ア)昭和二十年十月一日
(サ)昭和二十年十月一日
(キ)昭和二十年十月一日
(ユ)昭和二十年十月一日
(メ)昭和二十年十月一日
(ミ)昭和二十年十月一日
(シ)昭和二十年十月一日
(ヱ)昭和二十年十月一日
(ヒ)昭和二十年十月一日
(モ)昭和二十年十月一日
(セ)昭和二十年十月一日
(ス)昭和二十年十月一日
(ン)昭和二十年十月一日
発行者 株式会社日立製作所
右代理人 米谷 末生

●昭和二十七年(〇)第八七一号
滋賀県大津市中保町三十六番地
申立人 藤田悌三郎
東京都中央区銀座西六丁目六番地
日本化成工業株式会社内
岩崎 稔
同 今井 忠男
同 釘沢 一郎
右代理人弁護士
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十四日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康
(別紙)
株券目録
(一)藤田悌三郎の分
三菱化成工業株式会社株式一株券二枚、五株券一枚、十株券二枚
株券額面金額 一株券金五十円也、十株券金五百円也
一株の拂込金額 金五十円也
記号番号 一株券い第一四五〇号、いい第一四五一号、五株券ろ第〇五二三号、十株券旭は第二四二三号
発行者 三菱化成工業株式会社取締役社長池田亀三郎
発行年月日 一株券及び五株券昭和十六年一月十日、十株券昭和十九年七月八日
最終名義人 藤田悌三郎
(二)岩崎稔の分
日本化成工業株式会社株式百株券二十枚
株券額面金額 金五千円也
一株の拂込金額 金五十円也
記号番号 戊第一二三〇号、戊第一四九三七号、戊第二一〇五九四号、戊第二一〇五九五号、自戊第二一〇五五七七号至戊第二一〇五七〇号、戊第三四九五〇号、戊第三四九四九五〇号
発行者 日本化成工業株式会社取締役社長桑田時一郎
発行年月日 昭和二十五年九月一日
最終名義人 岩崎稔

●昭和二十七年(〇)第四号
東京都墨田区江東橋四の三八
申立人 高辻 壽長
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十三日
東京簡易裁判所
裁判官 園部捨四郎
(別紙)
目 録
株式会社江津上製作所株券百株券一枚、五十株券一枚、十株券十枚
一株の額面 二十円也全額拂込済
記号番号 百株券(イ)第二新甲九六〇号五十株券(ロ)第二新丙二九〇号十株券(ハ)新乙自一九八八号至新乙二〇〇二号(ニ)新乙自二三二二二号至新乙第二三二六号
発行日 (イ)(ロ)昭和二十三年六月一日
(ハ)(ニ)昭和二十一年十月一日
最終名義人 高辻壽長

●昭和二十七年(〇)第五号
申立人 当事者目録記載の通り
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十四日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康
当事者目録
(イ)福岡市箱崎馬場町五ノ組
申立人 伊丹 忠雄
(ロ)埼玉県北足立郡上平村大字上七十一番地 同 宮沢喜三郎
(ハ)栃木県塩谷郡北高根沢村大字太田一〇七三 同 菊池 晁太
(ニ)大阪市東区北浜四丁目一三(泉ビル三階) 株式会社奥田商店大阪支店内 同 泉田 稿雄
(ホ)神戸市生田区加納町四丁目一ノ三〇 同 守分 隆
(ヘ)新潟県南蒲原郡加茂町 桑原 章一
(ト)岡山県小田郡矢掛町三一五八番地 阿部伊保子 同 同
(別紙)
目 録
鐘淵紡績株式会社株式八百七十六株
株券額面 全額四万三千八百円也
一株の拂込額 金五十円也
株券記番号 (イ)に自第二九三三号至第二九三六号(ロ)は第八九八号、は第一〇八〇四号(ハ)ろ第一八〇四号、甲自第一一五一〇二号至第一一五一〇七号(ニ)卯第一〇九二二〇号(ホ)D第六八三九号(ヘ)は第二二八〇〇号(ト)卯第一一三一号
発行年月日 昭和十九年二月一日
最終株主 (イ)伊丹忠雄(ロ)宮沢喜三郎(ハ)菊池量太(ニ)泉田稿雄(ホ)守分隆(ヘ)桑原章一(ト)阿部伊保子
最終所持人 (イ)伊丹忠雄(ロ)宮沢喜三郎(ハ)菊池量太(ニ)泉田稿雄(ホ)守分隆(ヘ)桑原章一(ト)阿部伊保子

●昭和二十七年(〇)第七号
東京都立川市富士見町一の二四木
申立人 牧村 音三
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十四日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康
(別紙)
目 録
日本電気(旧住友通信工業)株式会社株券二枚
記号番号 第三新丁自第一四〇六九号至第一四〇七〇号
額面金額 金二千五百円也(拂込金額 金二千二百五十円也)
一株の金額 金五十円也
発行年月日 昭和十九年七月一日
発行者 住友通信工業株式会社生産責任者社長梶井剛
最終株式名義人 牧村音三
最終株式所持人 牧村音三

●昭和二十七年(〇)第九号
東京都品川区東戸越一丁目千百八十二番地 申立人 真野 稔
別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十三日
東京簡易裁判所
裁判官 園部捨四郎
(別紙)
目 録
一約束手形 二通
二通いずれも
番号 なし
額面 金二万五千円也
振出日 昭和二十六年十二月十四日
振出地 東京都
振出人 東京都千代田区神田小川町三丁目十番地株式会社ベニバラ社
取締役社長加藤清一
支拂場所 株式会社帝国銀行神田支店
受取人 東京都台東区車坂町四十八番地同盟印刷株式会社
但し支拂期日 (イ)昭和二十七年一月二十五日(ロ)昭和二十七年二月十七日
(ハ)東京都台東区浅草柳橋二の一一 田中次太郎
(ホ)名古屋市瑞穂区汐路町五の一七 同 浜島 辰雄
(ヘ)茨木市下中條四五一 同 広瀬 新市
(ト)高知市入明町五六 同 山本政右衛門
右代理人 小坂太刀男
(別紙)
目 録
帝国石油株式会社株式六百七十株
株券額面 1 2 3 4 5 6 金二千五百円也、7 金五百円也
一株の拂込金額 1 2 3 4 5 6 7 金五十円也
記号番号 (イ)1波号丙第四八五一、四八五二号(ロ)2ゑ号丙第二四九〇六号(ハ)3波号丙第七四三三号、第四七四四号(ニ)4波号丙第二五六六号(ホ)5ゑ号丙第一二三四号(ヘ)6波号丙自第六三〇二号至第六三〇七号(ト)ゑ号乙第七五六六八、七五七六八号
発行年月日 5昭和十七年九月一日 7昭和十八年三月一日、2昭和十八年十二月十八日、1 3 4 6昭和十九年八月一日
最終名義人 (イ)江川仁一(ロ)小島年一(ハ)小松亀助(ニ)田中次太郎(ホ)浜島辰雄(ヘ)広瀬新市(ト)山本政右衛門

●昭和二十七年(〇)第一五号
千葉県江戸川町流山九十番地
申立人 日下部茂次郎
右代理人 浅井 清治
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十三日
東京簡易裁判所
裁判官 園部捨四郎
(別紙)
目 録
別子鉱業株式会社百株券一枚
但 株券額面金額 金五千円也
一株に付拂込金 金五十円也全額拂込
株券記号番号 新乙第六二二〇一号
発行者 長田中外次
発行年月日 昭和二十六年六月二十五日
最終株主 日下部茂次郎
現在所持人 同右

●昭和二十七年(〇)第一八号
東京都杉並区松庵北町一一〇
申立人 山本 実
右代理人 秋山 正也
別紙表示の株券に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に株券を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十四日
東京簡易裁判所
裁判官 津村 康
(別紙)
目 録
神岡鉱業株式会社百株券
記号番号 い乙二一九九〇
最終名義人 須知泰山
株券額面 五千円一株金額五十円拂込済
発行者 神岡鉱業株式会社

●昭和二十七年(〇)第一九号
東京都千代田区神田鍛冶町一丁目五番地四 申立人 伊藤 勝雄
右代理人弁護士 柳沼 作己
別紙表示の約束手形に付前記申立人より公示催告の申立があつたから其所持人は昭和二十七年九月一日午前十時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に約束手形を提出されたい。若し右期日迄に届出及び提出がない場合には其の無効を宣言することがある。
昭和二十七年一月二十三日
東京簡易裁判所
裁判官 園部捨四郎
(別紙)
目 録
一約束手形 一通
但し
金額 二十万円
支拂期日 昭和二十七年一月二十三日
支拂場所 千代田銀行三輪支店
振出日 昭和二十六年十一月九日
振出人 荒川区三河島町一の二五五〇、木方喜一
受取人兼所持人 千代田区神田鍛冶町一の五の四、伊藤勝雄

昭和27年2月18日　月曜日　官　報　第7532号　375

なお当会社は清算中につき公告を要しない。

昭和二十七年二月十四日

東京都千代田区神田淡路町二丁目十番地

株式会社東京電機製作所

清算人　**大橋光雄**

解散公告（第一回）

当会社は昭和二十七年一月二十日解散した。

昭和二十七年二月十日

東京都中央区銀座西一丁目十番地

株式会社ヒロ商会

清算人　**広瀬博

第7532号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

若林仙二著　B六判 450頁 定価400円　総クロース上製本 〒50円

改訂註釈 **地方自治法逐條解義**

☆初版たちまち売切 重版中の処 亦々品切。ここに第三版出来。残部既に僅少につき御早く御申込下さい☆

地方自治庁公務員課長 藤井貞夫著　B六判 450頁 定価400円　総クロース上製本 〒50円

改訂新版 **市区町村議会議員必携**

☆各方面よりの要望により現行法に基き全部に改訂増補せる最新版にて各議会事務局より申込殺到中である☆

地方自治庁行政課編 月刊 **地方自治** 〒四〇円　定価四〇円

地方自治庁行政課編 新旧対照 **地方自治関係法令集** 〒三五円　定価一八〇円

地方自治庁行政課 鵜沢事務官外 札幌市議会議長 斎藤忠雄氏 札幌市議会議員 石原通孝著 御推奨

地方議員のあゆみ 〒三五円　B六判三五〇頁 定価二〇〇円

☆好評・初版売切・増版本日出来☆

総理府事務官 盛一銀二郎著 **選挙関係争訟の研究** 〒三五円　A五判特製本 定価二〇〇円

地方自治庁公務員課監修 B六判二〇〇頁 **地方公務員関係法令集** 〒二〇〇円　定価二〇〇円

（発行所）東京都千代田区神田神保町二の二 **芹田東光社** 振替東京一四三九番 電話九段(33)二七八五番

全都道府県監査委員協議会連合会編 **監査実務必携** 本書は昨年九月開催された全都道府県監査委員事務局職員の第二回実務講習会における速記録である。講師は何れも斯界の権威者であり、監査をする方々にとつても監査を受ける方々にとつても真に必携の書である。 A5判 二九三頁 定価二五〇円 〒四〇円

文部省内 教育行政研究会編 **教育関係例規集** 終戦後の教育について文部省から出された通牒、解釈類を事項別に分類集大成したもので各学校、教育関係者の座右の書！ A5判 五二八頁 定価五〇〇円 〒三五円

東京都千代田区神田神保町2の4 **(株)港出版合作社** 振替東京21582 電話九段(33)8846

地方自治叢書

総理府事務官 松原善司著 **地方議会の話** 価B6 一五〇 〒一五九頁
〃 大森誠二著 改訂 **地方自治と予算** 価B6 一五〇 〒三〇〇頁
〃 元総理府事務官 大村襄治著 **地方自治と公営企業** 価B6 一五〇 〒三〇〇頁
総理府事務官 後藤瑛著 **地方自治と出納** 価B6 一五〇 〒三〇〇頁
地方財政委員会 柴田護著 **地方債の話** 価B6 二〇〇 〒二五頁
府県税課長 秋田県人事課長 鈴木博著 **地方自治と解説** 価B6 九〇 〒一六〇頁
総理府事務官 宮元義雄 大森誠二著 **行政書士法の解説** 価B6 一五〇 〒二〇〇頁
地方自治制度研究会編 **地方自治と出納** 価B6 二〇〇 〒二五頁
地方財政委員会監理課長 細郷道一著 **地方債の話** 価B6 二〇〇 〒二五頁
総理府事務官 後藤瑛著 **地方自治と公営企業** 価B6 一五〇 〒三〇〇頁

我妻栄 宮沢俊義 責任編集

実用法律雑誌 **ジュリスト** 誰にも親まれて読むうちにいつか法律常識が身につく 1冊 ¥80 月二回1日15日発行

小六法 昭和二十七年版発売 前年版の好評に応え更に改良充実の廉価版 全法令に條文見出 二十法律に参照條文 一月一日現在で厳密に整理 條約編を新設し 平和條約・日米安全保障條約等を加う 法令75件 A6判 968頁 ¥360 〒32

有斐閣版 東京神田 振東370

昭和二十七年版 **六法全書** 法令数336 総頁2412 A6判上製本 條文索引 参照條文 事項索引 三月中旬発売 ¥950

森林をまもる綜合計画の全貌!!

改正森林法関係法令集 **新しい森林計画** 林野庁監修・印刷庁発行

B6判 190頁 特価100円 〒16円（最新改訂版！）

各方面の要望に応え更に改訂五版発行 愈々発売！

★国土も、財政も、災害により危機にひんするとき、治山治水の根本策はどう樹てられたか？
★森林法の全面改正によつて、森林をまもる綜合計画はどう法文化されたか？
★森林に関係する人々や、新しい協同組合や、関係官公庁の仕事のやり方はどう変つたか？
★強い公益性と罰則をもつ森林育成の諸方策や、長期融資を含むこの法令は、森林組合・林業団体・木材業者・製紙業者・森林所有者・市町村吏員・関係官公庁職員の必携書である。

内容

新しい森林計画と改正法令の解説・法律・森林法・森林法施行法・政令・森林法施行令・省令・森林法施行規則・森林法施行法第二條第二項の届出の手続を定める省令・森林法に基く適正伐期齢級以上の齢級に属する立木を定める件・告示・森林法施行規則第三十二條に基く申請書等の様式を定める件・森林法第五條第一項の規定により基本計画区を定める件・訓令・森林計画編成規程

◎申込所 全国各地官報販売所・主要書店 又は印刷庁内直売代理部へ 東京都牛込局区内(振替)東京22013番

大蔵省銀行局編 **金融関係法令集** 今後の法令改廃には新形式の追録発行！四、五年間は充分使える金融法令の集大成 A5八一〇頁 定価八七〇円（〒四〇円）

◇好評発売中！

〔改訂新版〕

法制意見長官 佐藤達夫編 **法令用語辞典〔追補〕** さきに各界の讃辞を浴びた法令用語辞典に洩れた六百余語を収録したもの、こゝに完全な実務家の法律辞典成る！ B6三一四頁 定価三九〇円（〒三〇円）

◇二月二十五日発売！

法制意見長官 佐藤達夫編 **法制執務提要〔廉価普及版〕** —法令の立案・制定・実施— 好評四版を得た名著の普及版成る！ B6三五〇頁 予価二二〇円

人事行政学会編 **恩給関係法令集** 〔法令の手引・各條参照條文附〕 昭和二七年二月現在の最新版！

◇二月末発売！ 予価一三〇円

東京都豊島区雑司ヶ谷1の392 **学陽書房** 振替・東京84240 電(33)4205.6390

定価 一ヶ月 二百十円 一部 九円 送料実費
公告料 公告 八ポイント一行 十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回 千五百円
広告料 広告 八ポイント一行 十七字詰相当 二百円

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五 電話九段(33)三一一五 振替東京一九〇〇〇 官報課

印刷 印刷庁